各サービスの利用対象者

サービス事業名(事業所名)	障害	障害程度区分						その他の要件項目	
	区分	1	2	3	4	5	6	V 1,2 1,201,102	
施設入所支援 (となみ療護園)	身体			50 ↑				・「50↑」は50歳以上の場合に限り対象	
	知的			50↑					
	精神			50↑					
	児童								
生活介護 (となみ療護園)	身体		50 ↑					・「50↑」は50歳以上の場合に限り対象	
	知的		50 ↑						
	精神		50 ↑						
	児童								
短期入所 (となみ療護園)	身体							(児童については障害程度区分を設定しないことになっているため単価区分として記	
	知的							いことになっているため単価区方として。 けられている)	
	精神								
	児童	(単価区分1~3)							
居宅介護【身体介護、家事援助】 (となみホームヘルプサービス)	身体								
	知的								
	精神								
	児童								
重度訪問介護 (となみホームヘルプサービス)	身体							・二肢以上に麻痺があり「歩行、移乗、排尿、排便」のいずれも「できる」以外と認定された場合に対象 ・「15↑」は15歳以上で児童相談所長の通	
	知的								
	精神								
	児童			15	1			知により対象	
が利用対象者						※児童相談所長の通知とは、「者」のサービスが必要な15歳以上の障害児が「者」と同じ手続きで対象となるかの判定である。			